

社会教育関係団体制度について

社会教育に関する事業を行うことを主目的としている市民団体の活動を支援するために、狛江市教育委員会では『社会教育関係団体』として登録する制度を設けています。

登録すると、教育施設（学校施設、公民館、体育施設）を予約して利用することができ、学校施設の一部（体育館、運動場）と体育施設の利用料も減額となりますが、単に施設を利用するための登録制度ではないため、社会教育関係団体として数多くの要件や禁止事項があります。

主なものは

- ① 市民が誰でもいつでも加入できること（加入できる人が何かの所属に限られたり、会費が高額であるなどの場合は該当しません）
- ② 市民に向けた社会教育事業を展開していること（会員間の練習や親睦などのサークル活動のみを行う団体は該当しません）

これに該当しない場合でも、一定の要件（人数や会員中の市民の割合等）のもとに公民館や体育施設の利用団体として登録し、施設を利用することは可能です。

- ③ 運営や活動の実質的な決定を指導者（講師・監督・コーチ）等が行い、その指導者に謝礼等を渡している団体は該当しません（施設の営利利用とみなします）

市の社会教育関係団体登録制度に沿った団体運営となるよう、務めてください。

また、施設利用の際は、施設ごとのルールや禁止事項を守ってください。限りある施設を公平かつ有効に活用いただくためにも、ご協力をお願いします。

狛江市教育委員会教育部社会教育課